

市議第 4 号

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書
について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）
第 1 4 条の規定により提出します。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日提出

提出者	各務原市議会議員	瀬 川 利 生
賛成者	〃	坂 澤 博 光
賛成者	〃	波多野こうめ
賛成者	〃	横 山 富 士 雄
賛成者	〃	川 嶋 一 生
賛成者	〃	岡 部 秀 夫
賛成者	〃	足 立 孝 夫

各務原市議会議長 川 瀬 勝 秀 様

精神障がい者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者基本法において、精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者と同じく「障害者」として定義されており、障がい者の自立のための支援策として、社会参加や就労、雇用の促進が図られている。

こうした中、多くの精神障がい者が、医療機関への通院や障害福祉サービス事業所への通所など、日常生活や社会参加のための移動手段として公共交通機関を利用している。

一方、各公共交通機関等では、障がい者向けに各種の運賃割引制度が実施されているが、対象者は身体障がい者及び知的障がい者に限定されていることが多く、精神障がい者にとっては経済的な負担となっており、自立や社会参加の妨げになっている。

平成28年4月には、障害者差別解消法及び改正障害者雇用促進法が施行されるなど、近年障がい者のための制度改正が着実に進められている中で、こうした割引制度適用の速やかな改善が求められている。

よって、国におかれては、精神障がい者についても、身体障がい者及び知的障がい者と同等の運賃割引制度が適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど、必要な措置を講ずるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

岐阜県各務原市議会

衆参両議院議長

各関係行政庁 宛

市議第 5 号

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）
第 1 4 条の規定により提出します。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日提出

提出者	各務原市議会議員	瀬 川 利 生
賛成者	〃	坂 澤 博 光
賛成者	〃	横 山 富 士 雄
賛成者	〃	川 嶋 一 生
賛成者	〃	岡 部 秀 夫
賛成者	〃	足 立 孝 夫

各務原市議会議長 川 瀬 勝 秀 様

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。

地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月28日

岐阜県各務原市議会

衆参両議院議長

各関係行政庁 宛

市議第 6 号

波多野こうめ議員に適切な対応を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり各務原市議会会議規則（昭和 4 6 年議会規則第 1 号）
第 1 4 条の規定により提出します。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日提出

提出者	各務原市議会議員	川 嶋 一 生
賛成者	〃	瀬 川 利 生
賛成者	〃	坂 澤 博 光
賛成者	〃	横 山 富 士 雄
賛成者	〃	岡 部 秀 夫
賛成者	〃	足 立 孝 夫

提案理由

平成 3 0 年第 3 回各務原市議会定例会における、波多野こうめ議員の一般質問
において、不適切な発言があったことに対し、適切な対応を求めるもの。

各務原市議会議長 川 瀬 勝 秀 様

波多野こうめ議員に適切な対応を求める決議

平成30年9月13日、波多野こうめ議員の一般質問における各務山に関する発言中、特定の個人の情報を述べるとともに、地権者が不法不当な利益を得るような発言、もしくは地権者の利益のために市が事業を進めているかのような発言があった。この発言に対し、後日、地権者の方から、波多野議員の発言の取り消しと謝罪を求める旨の要求書が議長宛に提出され、これまでに何度も議長から波多野議員に要求書に答えるよう、勧告したものの、波多野議員からは「これを受け入れる意思はない」との回答を得ている。

しかし、各務原市議会としては、この要求書を真摯に受け止めるべきと考え、波多野こうめ議員に対し、要求書に記載された通り対応することを求め、ここに決議する。